

## 山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、山梨県災害福祉支援ネットワーク会議設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第4号に規定する山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨DWA T」という。）の設置及び編成並びに運営等に関し必要な事項を定める。

### (協力団体との事前協定等)

第2条 県及び山梨県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、要綱別表に掲げる団体等（以下「協力団体」という。）と山梨災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定を締結するものとする。

- 2 協力団体のうち福祉施設関係団体は、自らの団体に加入する施設、事業所、法人（以下「施設等」という。）のうち、山梨DWA Tへの協力が可能な施設等及び第4条第2項又は第3項の基準に該当するその施設等所属職員について、取りまとめの上、山梨県災害派遣福祉チーム協力施設等届出書（様式第1-1号、様式第1-2号）及び山梨県災害派遣福祉チーム員候補者登録票（様式第2-1号）を県社協に提出するものとする。
- 3 協力団体のうち福祉関係職能団体は、自らの団体に加入する会員のうち、福祉施設関係団体に加入する施設等に所属しておらず、第4条第2項の基準に該当し、山梨DWA Tへの協力が可能な者について、取りまとめの上、山梨県災害派遣福祉チーム協力会員等届出書（様式第3号）及び山梨県災害派遣福祉チーム員候補者登録票（様式第2-2号）を県社協に提出するものとする。
- 4 県社協は、同条第2項の届出書により、山梨県災害派遣福祉チーム協力施設等一覧（様式第4号）を作成する。
- 5 福祉施設関係団体に加入する施設等及び福祉関係職能団体に所属しておらず、現に福祉施設に従事する者、又は県社協並びに市町村社会福祉協議会所属職員で第4条第2項又は第3項の基準に該当し、山梨DWA Tへの協力を希望する者は、山梨県災害派遣福祉チーム員候補者登録票（様式第2-3号）を県社協に提出するものとする。

### (チーム員の登録等)

第3条 県及び県社協は前条により届出のあったチーム員候補者について、災害時の福祉支援に関する基礎的な研修である山梨DWA T登録時研修を行う。

- 2 県社協は、登録時研修を修了した者を、山梨県災害派遣福祉チーム員登録者名簿（様式第5号）（以下「登録者名簿」という。）に登録するとともに、山梨県災害派遣福祉チーム員登録証（様式第6号）（以下「登録証」という。）を各チーム員に交付する。
- 3 山梨DWA Tへの協力が可能な施設等を所管する法人及び協力団体のうち福祉関係職

能団体（以下「協力法人等」という。）は、チーム員登録後に届出事項に変更が生じたときは、速やかに山梨県災害派遣福祉チーム員変更・脱退届出書（様式第7-1号、様式第7-2号）を県社協に提出するものとする。

- 4 協力法人等に所属していないチーム員は、チーム員登録後に届出事項に変更が生じたときは、速やかに山梨県災害派遣福祉チーム員変更・脱退届出書（様式第7-3号）を県社協に提出するものとする。
- 5 県社協は、協力法人等から前2項の変更・脱退届出書が提出されたときは、登録者名簿を修正等する。
- 6 県社協は、チーム員について、チーム員活動等における法令違反や公序良俗に反する行為等が認められ、チーム員として登録を継続することが適当でないと判断したときは、当該登録者を届け出た協力法人等と協議の上、登録を抹消し、登録者名簿から削除するものとする。
- 7 県社協は、登録者名簿を県と共有するものとする。
- 8 チーム員は、第5項及び第6項により登録を抹消等された場合、直ちに登録証を県社協に返還するものとする。
- 9 チーム員は、登録証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに山梨県災害派遣福祉チーム員登録証再交付申請書（様式第8号）を県社協に提出し、新たな登録証の再交付を受けなければならない。

（チーム員の編成等）

第4条 チーム員の編成及び派遣調整等の後方支援を行うため、県社協内に事務局を置く。

- 2 チーム員（福祉職）は、別表1に掲げる資格を有し、又は職種に就いている者であって、原則として当該資格又は職種に係る実務経験が3年以上の者で構成し、1チーム当たり4～6名程度で編成する。
- 3 チーム編成に当たっては、派遣先で求められる役割を考慮し、チーム員（福祉職）以外に、本部機能等を支援するため、事務職の実務経験が1年以上の者をチーム員（事務職）としてチーム編成に加えることができる。
- 4 災害発生時、事務局は、居住地又は勤務地を考慮し、別表2により、甲府、中北地域、峡東地域、峡南地域、富士五湖地域及び東部地域の地域毎に登録者の中から災害の状況に応じてチーム員を編成する。
- 5 災害発生時、事務局は、統括DWA T及びチームリーダーを指名する。
- 6 統括DWA Tは、チーム員編成時の助言等事務局を補助しつつ、山梨DWA Tの代表として関係支援団体との連携調整を行う。
- 7 山梨DWA Tとして派遣される各チーム（以下「チーム」とする。）にチームリーダーを置き、チームリーダーはチームのとりまとめを行う。
- 8 1チーム当たりの派遣期間は、原則として3～5日間とし（移動日を含む）、順次交代

チームを派遣する。

- 9 山梨DWA Tの派遣期間は、原則として災害の初期（発災後概ね3日後から1ヶ月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

（活動内容）

第5条 山梨DWA Tは、避難所、在宅、自家用車及び被災した社会福祉施設等その他地域において、要配慮者に対し、次の各号に掲げる活動を行う。

（1）要配慮者情報の収集

発災後初期の段階において、都道府県災害対策本部や保健医療福祉調整本部が有する情報の確認や巡回を通じて、要配慮者や観察が必要な者がいるか把握し、今後の支援の必要性を判断するための情報を収集すること。その際、要配慮者の個人情報を取得するときは、その利用目的を本人又はその家族等に通知又は公表した上で、支援に関わる第三者へ提供する場合があることについてあらかじめ同意を得るように努めること。

なお、チームによる状況確認を行う範囲については、把握している情報を踏まえて現地確認や聞き取り等を行う必要がある者へ重点的に行うような対応を前提とすることも含め、地域の実情に応じて検討すること。

（2）指定福祉避難所等への誘導

避難所（指定福祉避難所及び協定による福祉避難所を除く。以下本号において同じ。）、在宅等及び社会福祉施設等その他地域において要配慮者へスクリーニングを行った結果、必要な支援を行うことが著しく困難な者がいる場合には、必要に応じて当該避難所等の管理者等とも協議の上、要配慮者の理解を十分に得て、必要な体制が確保されている指定福祉避難所や協定による福祉避難所、社会福祉施設等への誘導を行うこと。その際、必要に応じて誘導先の生活環境の確認を行うこと。

（3）要配慮者へのアセスメント

避難所、在宅等及び社会福祉施設等その他地域において要配慮者に必要な支援の内容を把握するとともに、適切な環境の確保を図りつつ、必要な支援を行うため、その家族構成や要介護度、病歴、服薬の状況その他の日常生活上の留意事項等に関するアセスメントを実施すること。

ただし、社会福祉施設等において要配慮者のフェイスシートを有している場合には既存のものを活用することが考えられ、また、既にDMA Tや保健師等チーム、DPA T等がアセスメントを実施している場合などは、要配慮者に対するアセスメントの内容が重複することにより、その負担を増大させることのないよう、事前に関係者間で把握しなければならない事項の情報共有・調整を行い、状況によっては一緒にアセスメントを行うことも検討すること。

（4）日常生活上の支援

ア 要配慮者の避難生活に伴う生活機能の低下等の二次被害を防止し、安定的な避難生

活が確保されるよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況に応じて食事、排せつ、入浴の介助等の日常生活上の支援を行うこと。

イ 要配慮者が避難生活後の自立した生活に円滑に移行できるようにするため、過度な支援を行うことのないよう、必要に応じチームにおいてケース会議を実施すること等により、支援対象者ごとに必要な支援内容を検討・検証すること。

ウ 被災に伴う生活不活発病予防のための体操や散歩、乳幼児等への支援など、要配慮者の状況を踏まえた幅広い支援に他の保健医療福祉関係者とも連携しながら取り組むこと。特に、車中泊をしている要配慮者の避難者に対しては、エコノミークラス症候群に注意すること。

エ 原則として、社会福祉施設等において、福祉各法によるサービス提供を行う職員の代替としての支援は想定していないので留意すること。

#### (5) 相談支援

災害発生からの時間の経過に応じ、要配慮者の福祉ニーズは変化していくことが見込まれることから、これらを把握し、その抱える課題を適宜解決していくため、必要な相談支援を行うこと。その際、避難所内に相談スペースを設置するなど、実施方法を検討すること。

#### (6) 避難所等における環境整備

ア 要配慮者の良好な生活環境を確保するため、生活スペースや車いすの通路の確保、段差の解消、トイレ環境の改善、こどものリフレッシュのためのキッズスペースや乳幼児を抱える母親に対する授乳スペースの設置等がなされていない場合には、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」(令和6年12月内閣府(防災担当))を参考に、避難所や社会福祉施設等における要配慮者に必要な環境整備を行うよう管理者等へ要請すること。なお、福祉避難所の開設に向けた支援が必要な場合にも同様に必要な環境整備を行うよう助言すること。

イ 災害時には感染症による感染拡大のリスクが高まることから、感染症等対策においては、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の保健医療分野のチーム等と連携を取りつつ、避難所や社会福祉施設等内への手指消毒液や体温測定器の設置、定期的な換気の実施等必要な環境整備に配慮すること。派遣されたチームにおいては、チーム員各自がマスク・手袋等を着用するとともに、要配慮者に対する感染症予防に向けた注意喚起等に配慮すること。

#### (7) 事務局、都道府県との連絡調整、状況等の報告

被災市町村において避難所、在宅等及び社会福祉施設等その他地域で解決が困難な福祉ニーズがある場合等には、事務局を通じて、都道府県災害対策本部に対応を依頼するなど、必要な連絡調整を行うこと。

また、定期的に事務局に対して、活動の実施状況について報告を行うこと。

特に、事務職が派遣されている場合には、連絡調整等の役割を積極的に担うこと。

(8) 後続のチームへの引継ぎ

後続のチームがある場合には、アセスメントの結果や必要な支援内容等について、適切に引継ぎを行うこと。

(9) 被災市区町村や避難所等の管理者等との連携

チームの活動に当たっては、被災市区町村災害対策本部や避難所等の管理者等から活動内容の承認を得るなど、当該市区町村等と十分に連携を図ること。

(10) 他職種との連携

チームは、要配慮者のアセスメント等に係る負担にも配慮し、保健医療関係者が保有する情報と、チームの保有する情報等とを共有するため、避難所等における情報共有のための会議への参加又は当該避難所等の管理者等と協議の上、開催の呼びかけを行うこと。

(11) 被災地域の社会福祉施設等との連携

被災地域の自立性を尊重する観点から、当該地域における社会福祉施設等との連携、協働を可能な限り積極的に図ること。

(12) その他

その他、必要な福祉支援を行う。

2 チームリーダーは、1日の活動が終了する都度、その活動状況等について、事務局及び統括DWA Tに対し、口頭により報告する。

3 チームリーダーは、派遣が終了した後、山梨県災害派遣福祉チーム活動報告書(様式第9号)により、その活動結果等について事務局に報告する。ただし、災害の状況等により、文書による報告が困難である場合は、口頭での報告に代えることができるものとする。

(派遣基準)

第6条 山梨DWA Tの派遣は、次のいずれかに該当するときに行うものとする。

(1) 県内で災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害(大規模災害)が発生したとき。

(2) 避難所等を設置する被災地の市町村から県に対して山梨DWA Tの派遣要請があったとき。

なお、派遣要請は、原則として山梨県災害派遣福祉チーム派遣要請書(様式第10号)によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭等別の方法による要請も可とし、後日要請書の提出を行うものとする。

(3) 国又は他都道府県から県に対して山梨DWA Tの派遣要請があったとき。

(4) 前各号に定める場合のほか、緊急性があり、山梨DWA Tを派遣することが必要であると認められるとき。

(各団体の役割等)

第7条 この要領における各団体等の役割は下記に定めるところによる。

(1) 県

被害情報を収集し、被災市町村（現地災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行うとともに山梨DWA Tの派遣の要否を判断し、山梨DWA Tの派遣を県社協に伝達する。

(2) 県社協

山梨DWA Tの事務局として、チームを編成し、派遣の手続きを行うとともに、適宜、関係機関と連絡調整等を行い、被災地に派遣された山梨DWA Tの後方支援を行う。

(3) 協力団体及び協力法人等

チーム員の派遣又は派遣調整を行う。

(費用負担等)

第8条 チームの運営及び活動等に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が負担する。

2 前項以外のチームの運営及び活動等に関する費用については、別に定める。

3 県は山梨DWA Tの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担する。

(研修及び訓練等)

第9条 ネットワーク会議は、山梨DWA Tの技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

(周知及び啓発等)

第10条 ネットワーク会議は、災害時に山梨DWA Tが避難所等において円滑に活動を行うことができるよう、平時において、山梨DWA Tの活動に関する市町村及び地域住民等への周知及び啓発活動に取り組むものとする。

(個人情報の保護)

第11条 山梨DWA Tの編成及び運営にあたり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他関係法令、規程等に基づき、事務局の責任において、適切に取り扱うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月31日から施行する。

この要領は、令和7年12月25日から施行する。

別表1（第4条関係）

区分	名称
資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ホームヘルパー
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、保育士、保育教諭、地域包括支援センター職員等
その他	特に山梨県知事が認めた者

別表2（第4条関係）

区分	構成市町村
甲府	甲府市
中北地域	韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
峡東地域	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南地域	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士五湖地域	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
東部地域	都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村